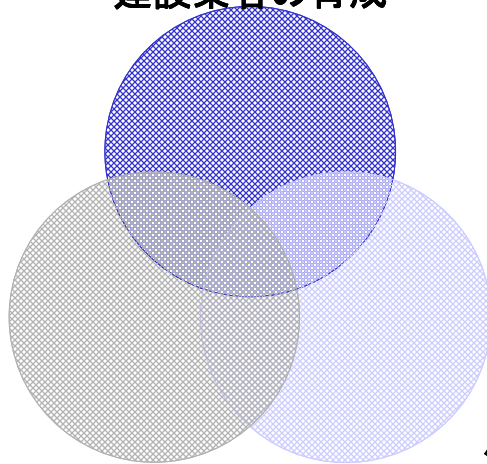


# みやぎ建設産業振興プラン

経営力と技術力に  
優れた  
建設業者の育成



建設市場の  
適正な  
競争環境の整備

新しい  
パートナーシップ  
の構築

宮城県



## みやぎ建設産業振興プランの策定にあたって

本県の建設産業を取り巻く経営環境は、公共・民間を含めた建設投資額の減少や激しい価格競争などにより、大変厳しい状況にあります。また、建設産業の倒産件数も残念ながら高い割合で推移しています。

しかしながら、地域において、建設産業の果たす役割は極めて大きいものがあります。例えば、建設産業は、地域で多くの雇用の場を創出し、また、私たちの生活に不可欠な社会資本整備の担い手として活躍しております。さらに、大雨や地震などの災害が発生した場合には、地域の風土を熟知した建設業者が、いち早く現場に駆けつけ、身を危険にさらしながらも復旧に向け懸命に取り組んでいただいております。

県といたしましても、経営力と技術力に優れ、意欲と能力のある建設業者が、地域住民と良好な関係を築きながら協働し、活躍できるような環境を整備していくことが必要不可欠であると考えております。

このたび、建設産業振興のための各種施策を効果的、体系的に展開していくため、「みやぎ建設産業振興プラン」を策定いたしました。今後は、このプランに基づき、本県建設産業の振興に取り組んで参りますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、御指導をいただきました「みやぎ建設産業振興懇談会」の各委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様や御協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

平成20年3月 宮城県知事 村井 嘉浩

# みやぎ建設産業振興プラン

## 目 次

<b>第1章 みやぎ建設産業振興プラン策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1節 プラン策定の趣旨	1
第2節 プランの位置づけ	1
第3節 プランの推進期間	1
第4節 プランの推進方策	2
第5節 プラン策定までの経過	2
<b>第2章 本県建設産業の現状と課題</b>	<b>3</b>
第1節 本県建設産業の推移と建設投資等の予測	3
1 本県建設産業の推移	3
2 建設投資等の今後の予測	6
第2節 本県建設産業の実態	9
1 「建設業振興に関する意見交換会」概要	9
2 「建設業振興に関する400社アンケート」概要	11
3 「建設業振興に関する一般県民100人アンケート」概要	13
第3節 本県建設産業の課題	15
1 本県建設産業の現状の整理	15
2 建設投資の見通し	15
3 本県建設産業の課題の把握	15
<b>第3章 政策推進の基本方向</b>	<b>16</b>
第1節 経営力と技術力に優れた建設業者の育成	17
第2節 建設市場の適正な競争環境の整備	17
第3節 新しいパートナーシップの構築	18

<b>第4章 建設産業振興に向けた8つの取組</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・</b>	<b>19</b>
みやぎ建設産業振興プラン体系図		20
第1節 経営力と技術力に優れた建設業者の育成		21
～建設業者の自助努力への支援～		
取組1 本業の強化		21
取組2 新分野進出		23
取組3 企業間連携		26
取組4 技術力向上, 人材の確保・育成		28
第2節 建設市場の適正な競争環境の整備		30
～意欲と能力のある建設業者が活躍できるように～		
取組5 不良・不適格業者の排除		30
取組6 入札・契約制度の改善		31
第3節 新しいパートナーシップの構築		33
～県民の視点に立った新しいパートナーシップの構築～		
取組7 地域との協働		33
取組8 公共工事における3者連携システムの確立		34
<b>おわりに</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・</b>	<b>35</b>
<b>&lt;参考資料&gt;</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・</b>	<b>36</b>
1 みやぎ建設産業振興懇談会設置要綱		36
2 みやぎ建設産業振興懇談会委員名簿		37
3 みやぎ建設産業振興懇談会検討経過		38

## 第1章 みやぎ建設産業振興プラン策定にあたって

### 第1節 プラン策定の趣旨

近年の建設業界は、建設投資額と建設業許可業者数の乖離、いわゆる建設市場の「供給過剰構造」が進んでいます。その結果、本県においても厳しい価格競争が繰り広げられており、今後、建設業者の再編や淘汰は避けられない状況になっています。

また、建設業者の倒産件数も高止まりしており、建設労働者のリストラや給与カット等は、地域経済の成長を妨げ、雇用の不安定化に拍車をかけています。

一方、相次ぐ談合事件や構造計算偽装問題などが明るみに出たことにより、建設産業の透明性、公正性および品質に関する県民の信頼が大きく揺らいでいます。

建設産業を取り巻く環境はこのような状況にあるものの、住宅や社会資本の整備等、本来県民が安全で安心できる生活を送る上で、建設産業は、必要不可欠で重要な役割を担っています。

県としては、建設業者が提供するサービスの品質確保や建設労働者の雇用環境を安定させるために、経営力と技術力に優れ、意欲と能力のある建設業者が活躍できる公正かつ透明な競争環境を整備することなどにより、建設産業の振興を図っていく必要があると考えています。

その建設産業の振興施策を効果的、体系的に推進していくため、このたび、「みやぎ建設産業振興プラン」を策定しました。

### 第2節 プランの位置づけ

本プランは、県政運営の基本的な指針として、平成19年(西暦2007年)3月に策定された「宮城の将来ビジョン」の個別計画として位置づけられています。

「宮城の将来ビジョン」に掲げられた県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を実現する一環として、本プランに基づき、建設産業の振興を推進します。

### 第3節 プランの推進期間

本プランは、平成20年度(西暦2008年度)を初年度とし、平成23年度(西暦2011年度)を目標年度とする4か年のプランです。この推進期間に、優先度の高い施策を重点的に展開していきます。

## 第4節 プランの推進方策

本プランの推進にあたっては、行政評価システム等を活用し、事業の有効性や効率性などを検証しながら、効果的な施策を展開していきます。

また、本プランの着実な推進に向けて必要な体制を整備するとともに、国や市町村と密接に連携を図りながら、県民をはじめ事業者、NPOなどとの協働や情報共有のもとに、施策を展開していきます。

## 第5節 プラン策定までの経過

平成18年 7月	建設業振興に関する意見交換会
～同年 9月	(11日間・116業者)
平成18年 7月	建設業振興に関する400社アンケート
～同年10月	(総合建設業200社・専門工事業200社)
平成19年 5月	第1回みやぎ建設産業振興懇談会
平成19年 8月	第2回みやぎ建設産業振興懇談会
平成19年10月	第1回有識者インタビュー
平成19年11月	第2回有識者インタビュー
平成19年11月	第3回有識者インタビュー
平成19年11月	地域づくり懇談会委員との建設産業振興に関する意見 交換会・アンケート調査(全8土木事務所・100人アンケート)
平成19年12月	宮城県建設業青年会・宮城県建設業女性経営者の会 との意見交換会
平成19年12月	第3回みやぎ建設産業振興懇談会
平成20年 1月	パブリックコメント募集
平成20年 3月	第4回みやぎ建設産業振興懇談会

## 第2章 本県建設産業の現状と課題

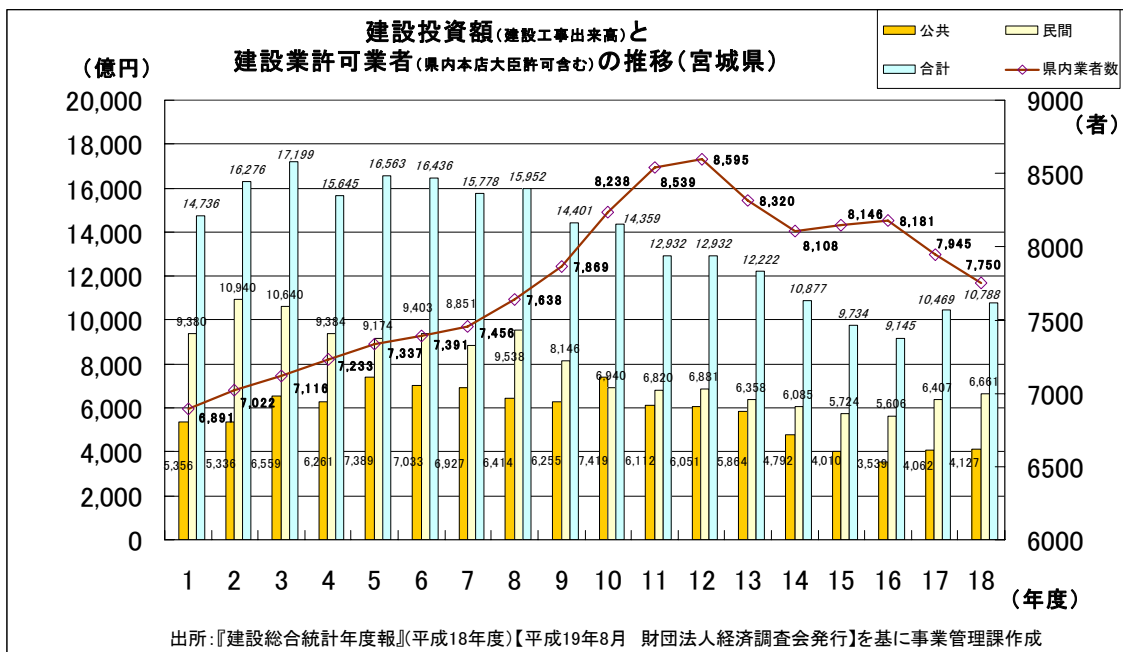
### 第1節 本県建設産業の推移と建設投資等の予測

#### 1 本県建設産業の推移

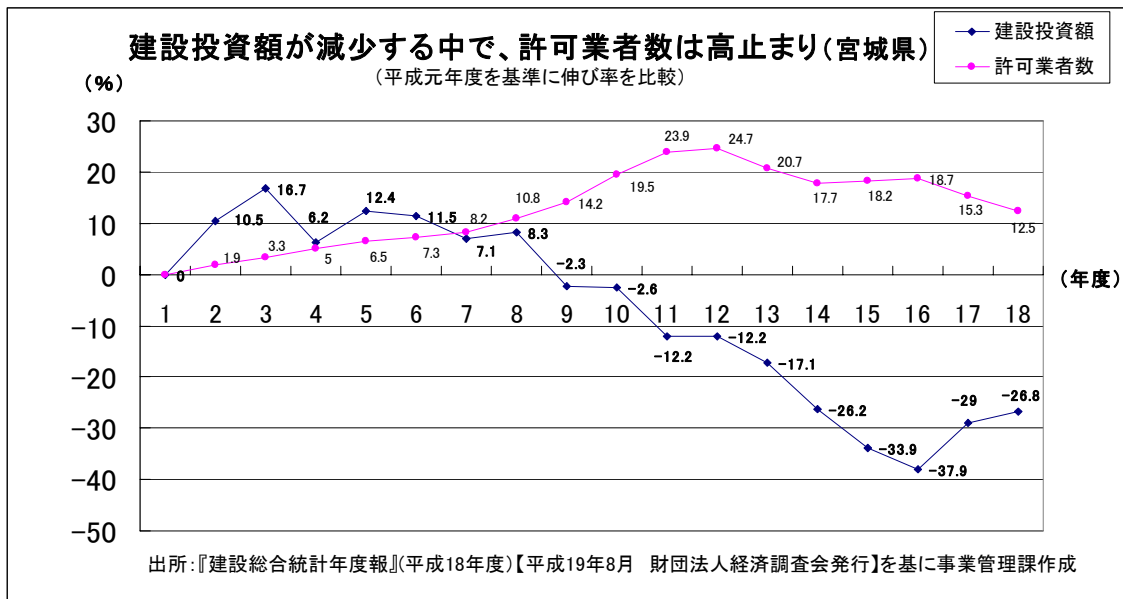
平成元年度以降における本県の公共・民間を合わせた建設工事出来高、いわゆる建設投資額は、平成3年度の1兆7,199億円をピークに減少傾向にあります。平成16年度にはピーク時の約53%、9,145億円にまで減少し、平成18年度は若干改善したものの、ピーク時と比較すると約63%と4割近く減少しています。

平成元年度以降における県内の建設業許可業者数(県内本店大臣許可業者含む)は、平成12年度末の8,595社をピークに減少傾向にあります。しかし、平成元年度をゼロとした場合の県内建設業許可業者数の伸び率は、平成18年度で12.5%と増加しているにもかかわらず、同じ基準での建設投資額の伸び率は、マイナス26.8%と大きく減少しています(図表1, 2参照)。この建設投資額と建設業許可業者数の乖離は、建設市場がいわゆる「供給過剰構造」に陥っており、需給バランスが崩れていることを示しています。

(図表1)

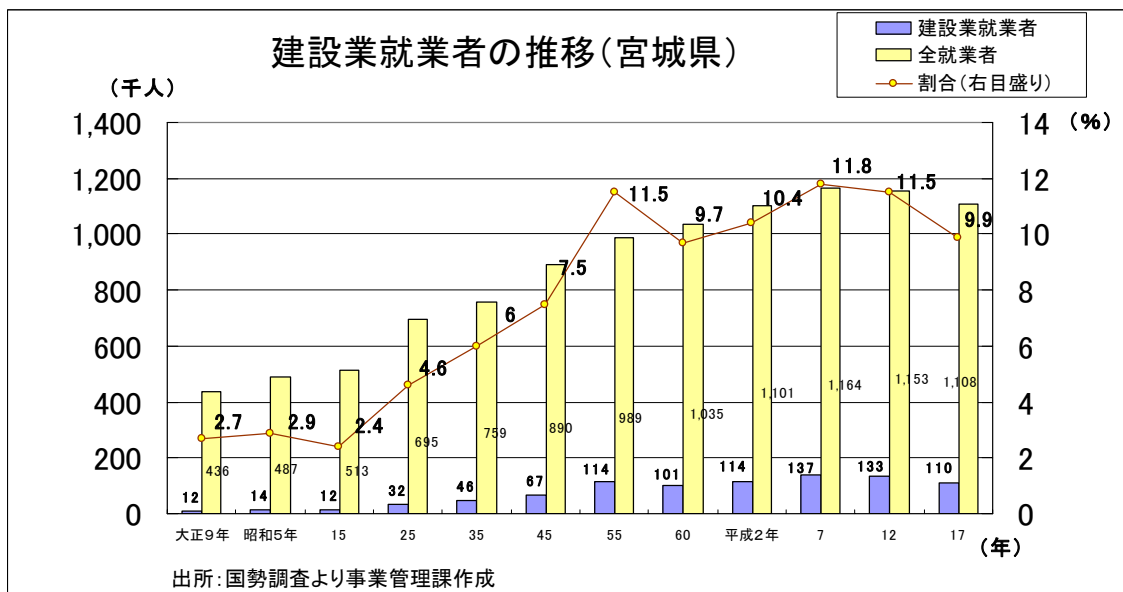


(図表2)



また、本県の建設業就業者数は、平成7年に13万7,000人を数え、全就業者数に占める割合も11.8%と、それぞれ過去最高の値となりました。平成17年には、若干減少したものの、11万人が建設業に就業し、全就業者数の9.9%を占めるなど、建設業は雇用の受皿としても重要な役割を果たしています(図表3参照)。

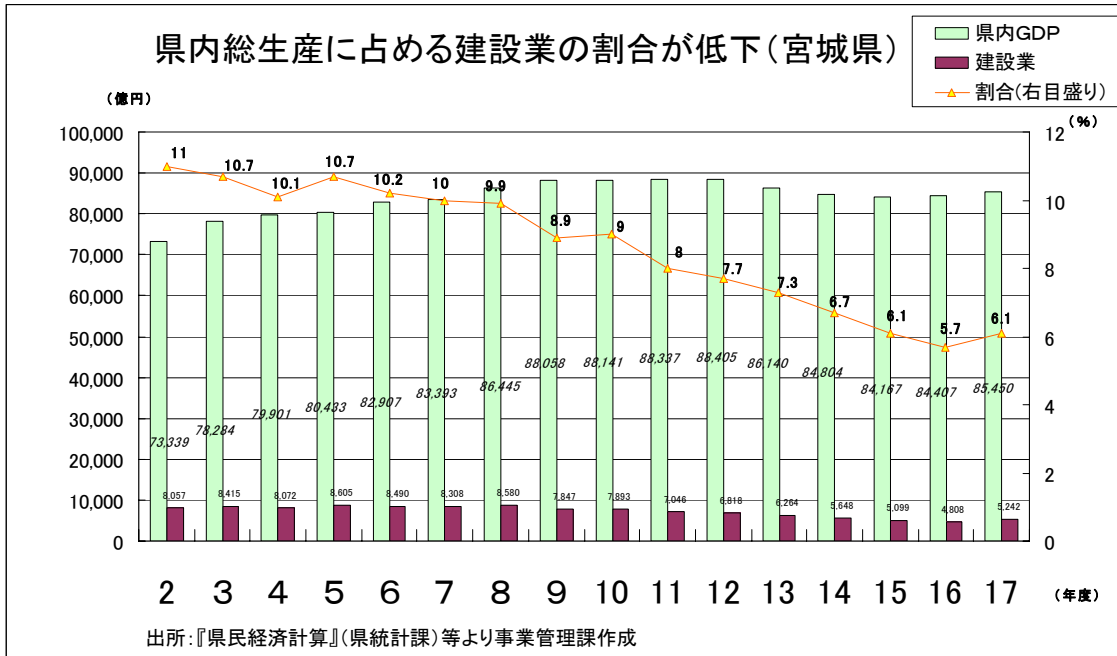
(図表3)





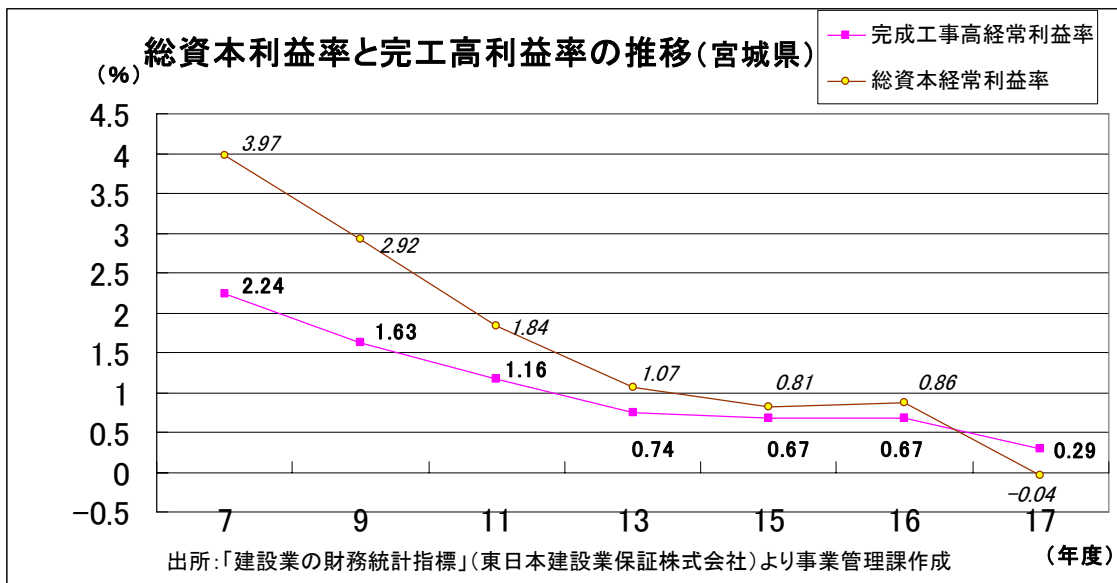
一方、県内総生産に占める建設業の割合は年々減少しており、平成17年度には6.1%にまで低下しています(図表4参照)。

(図表4)

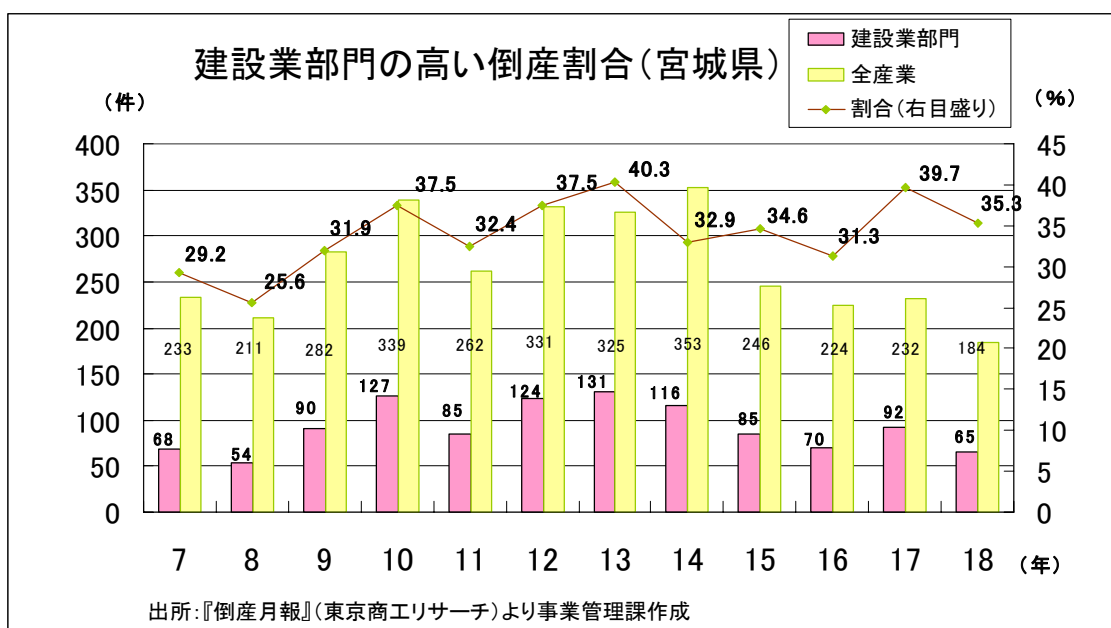


本県建設業者の総資本利益率や完工高利益率についても減少傾向にあり、また、建設業の全業種に占める倒産割合は3割強を占めるなど、建設業を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況になってきていることが分かります(図表5、6参照)。

(図表5)



(図表6)



## 2 建設投資等の今後の予測

### (1) 全国ベースでの予測

平成16年8月に財団法人建設経済研究所が報告した建設経済レポート「日本経済と公共投資」(一建設投資等の将来予測と建設産業の新たな取組み-)によれば、今後の建設投資額は次のように予測されています(図表7参照)。

#### 【政府建設投資】

2003年度見込み23.5兆円に対し、2010年度および2020年度の政府建設投資は、15.3～18.5兆円で、ピーク時(1995年度:約35.2兆円)の約半分の水準になると予測されている。

#### 【民間住宅建設投資】

2003年度見込み18.4兆円に対し、2010年度17.4兆円、2020年度は14.3～14.8兆円と予測。

#### 【民間非住宅建設投資】

民間非住宅建設投資は、民間設備投資が堅調に推移した場合、建築投資は増加すると予測されているが、民間土木投資は、今後も投資を刺激する大きな要因が見つからず、減少していくものと予測されている。

トータルとしては、2003年度見込み13.3兆円に対し、2010年度は13.6～15.1兆円、2020年度は11.3～18.4兆円と予測されている。

### 【維持補修】

高度経済成長期に大量に建設された社会資本および民間建築物が老朽化するので、維持補修は増大することになる。

2003年度見込み22.4兆円に対し、2010年度は23.8～24.2兆円、2020年度は26.1～27.9兆円と予測されている。

### 建設投資額および維持補修額の予測値

(図表7)

(単位:兆円)

	2003年度	2004～2010年度	2011～2020年度
<b>建設投資額</b>	<b>55.2</b>	<b>46.3～51.0</b>	<b>40.9～51.8</b>
政府	23.5	15.3～18.5	15.3～18.5
民間	31.7	30.9～32.3	25.5～33.5
	2003年度	2004～2010年度	2011～2020年度
<b>維持補修額</b>	<b>22.4</b>	<b>23.8～24.2</b>	<b>26.1～27.9</b>
政府	6.3	5.8～6.0	5.7～6.0
民間	16.2	17.9～18.2	20.4～21.8

出所:建設経済レポート「日本経済と公共投資」(一建設投資等の将来予測と建設産業の新たな取組み)【平成16年8月

財団法人建設経済研究所】を基に事業管理課作成

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」—いわゆる「骨太の方針2006」では、平成23年度(2011年度)に国・地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス)を確実に黒字化することが明記され、さらに、平成19年度からの5年間については、公共事業関係費を対前年度比でマイナス3%～マイナス1%の歳出改革を実現するとされています。

平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においても、「骨太の方針2006」で示された5年間の歳出削減を実現することが明記され、公共投資改革を推進するとされています(図表8参照)。

### 「骨太の方針2006」歳出改革の概要

(図表8)

	2006年度	2011年度 自然体	2011年度 改革後の姿	削減額	対前年比
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～ 17.8兆円	▲5.6～ ▲3.9兆円	▲3%～ ▲1%

※平成19年度(2007年度)から平成23年度(2011年度)までの歳出改革。

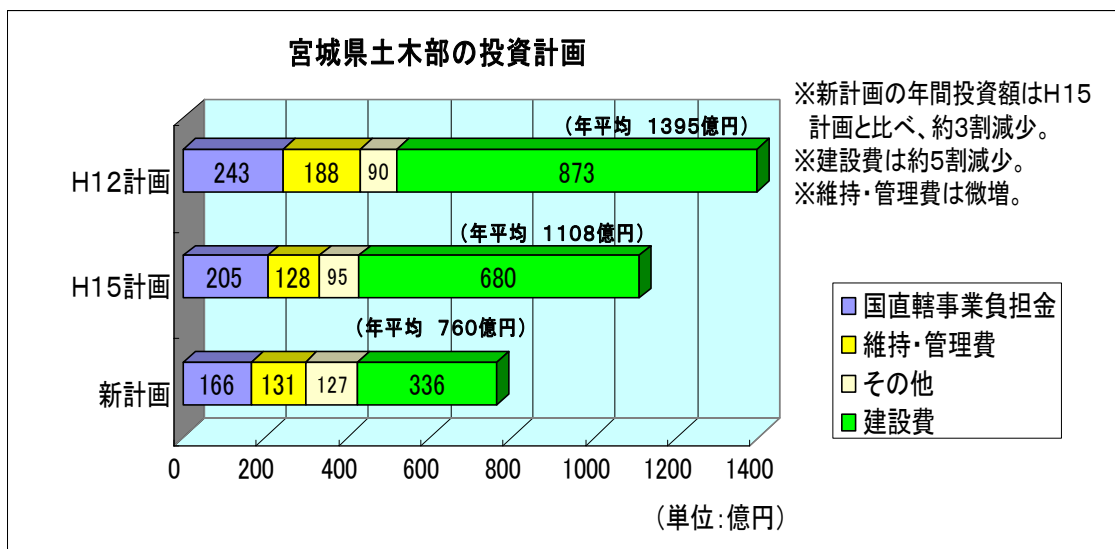
出所:「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を基に事業管理課作成

(2)宮城県ベースでの予測

本県では、「次世代に 豊かさを引き継ぐことのできる 持続可能なみやぎの県土づくり」を理念とした、平成19年度を初年度とする「新しい土木行政推進計画」を策定中で、今後10年間の計画投資額を設定し、各種施策を展開していくこととしています。

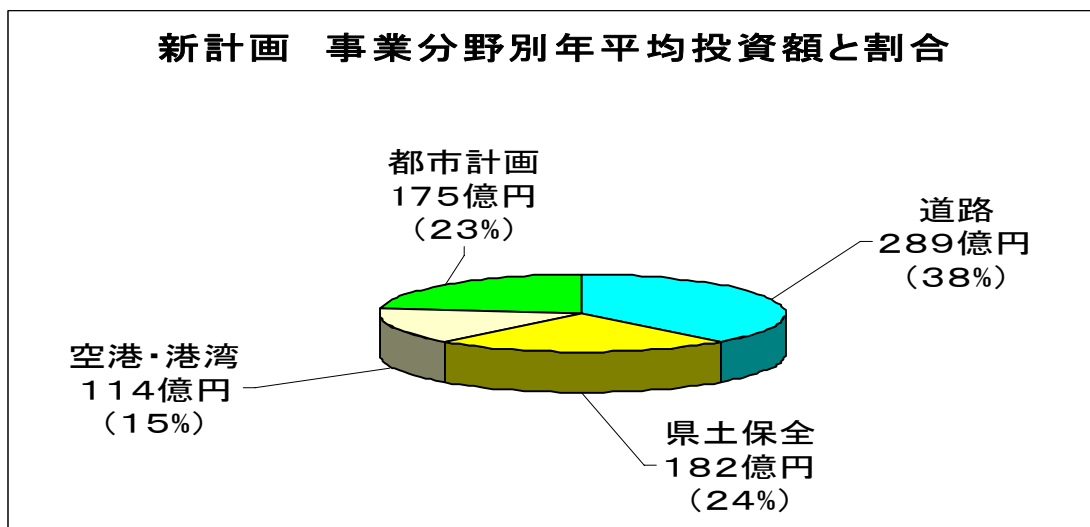
この計画では、平成19年度から平成28年度までの計画投資額は、年平均で約760億円と想定しています。本県の今後10年の年平均投資額は、平成12年度計画と比べると約55%、平成15年度計画と比べると約70%と、大きく減少しています。また、新計画での建設費は、平成15年度計画と比べると約50%と約半分にまで減少しています。一方、維持・管理費については、微増となっています(図表9参照)。

(図表9)



平成19年度以降の事業分野別の投資額は、道路(38%)、県土保全(24%)、都市計画(23%)、空港・港湾(15%)の順になっています(図表10参照)。

(図表10)



## 第2節 本県建設産業の実態

### 1 「建設業振興に関する意見交換会」概要

県内建設業者の実態を把握するため、本県では、平成18年に総合建設業を営む皆さんと意見交換会を実施しました。その概要は次のとおりです。

#### 【意見交換会の概要】

◇実施期間	平成18年7月～9月(11日間)
◇対象業者	社団法人宮城県建設業協会会員 66人
	上記団体会員以外 50人
	合計 116人
	(県土木部職員延べ125人参加)
◇実施場所	県内の8土木事務所

#### 【意見交換会での主な意見】

##### (1)建設業の懸念事項

- ・建設業の将来に希望が持てない。決算期では余剰金を切り崩して会社を維持している。
- ・経営改善の取組の中で、社員をリストラしながら経営を維持している。もはや、企業努力は限界。適正な利益は確保できない。
- ・競争が厳しい中、雇用を継続するために、不本意であっても低入札で参加しなければならない状況にある。

##### (2)公共事業減少の中の企業戦略

###### <本業強化>

- ・自社内に、コストダウン委員会をつくり検討している。
- ・リストラとヘッドハンティングを実施しながら、建設会社として人材を確保してきている。今後も、中堅技術者を中心にヘッドハンティングし、技術力で建設会社を活性化する方針である。

###### <新分野進出>

- ・何とかしなければならないと危機感を持っているが新分野進出に関する情報や技術もないので困っている。
- ・農業生産法人設立を検討してきたが断念している。農業は専門知識が必要であり、品種、栽培技術、販路などについて悩んだ。農作物の作り方は分かっているが、売り方が分からない。

###### <技術力の向上、人材確保・育成>

- ・建設業の人材育成が問題となっている。技能者が高齢化しており、技術の伝承について問題である。

- ・工学系の新卒者や技能者が毎年出てきている。しかし、建設業に就職しないので、将来の担い手である人材が確保できない。

### (3)元請下請関係の適正化

- ・低入札により、下請会社に対してしわ寄せ問題が発生している。県としても何らかの対処を検討して欲しい。
- ・下請業者を過酷にいじめるような元請業者を調査し排除して欲しい。

### (4)その他

- ・市町村工事であるが調査不足により発注者に起因する工程等の遅れの問題が発生している。厳しい単価で契約しているので、早く3者連携システムを導入して欲しい。
- ・入札制度、総合評価、地域ブロック割等の入札制度を更に改善して欲しい。
- ・意見交換会の機会を設けていただき感謝している。建設業として入札制度の透明性や公平性は十分理解しており、今後とも建設業として良い物を造っていきたい。建設的な意見交換会は久しぶりのことであり、今後とも宜しくお願いする。

## 2 「建設業振興に関する400社アンケート」概要

県内建設業者の意向と実態を把握するため、本県では、平成18年に総合建設業と専門工事業を営む皆さんに対してアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

### 【アンケート調査の概要】

◇調査期間	平成18年7月・10月
◇調査対象	県入札参加登録業者名簿と県工事受注実績を参考に、総合建設業と専門工事業それぞれ200社、合計400社を抽出
◇調査内容	事業の現状と課題、企業戦略、企業間連携、新分野進出、本業強化、元請負下請負関係、建設業の生産性など(50項目)
◇調査手法	アンケート調査票を個別に郵送
◇回収率	総合建設業 158社(79%) 専門工事業 166社(83%) 合計 324社(81%)

### 【アンケート調査の主な結果】

#### (1) 建設業の懸念事項

- ・総合建設業、専門工事業ともに「受注競争激化による収益の低下」、「受注高減少による経営不振」の2つが懸念事項の上位を占め、それぞれこの上位2つの合計で98%、87%と大きな不安を抱えています。

#### (2) 公共事業減少の中の企業戦略 (※%表示は回答者数/回答者総数を示す)

##### <建設投資額減少への対応>

- ・総合建設業では、「リストラによる経営体質強化」(66%)、「コストダウンを通じた経営体質強化」(53%)、「マンパワーの有効活用」(42%)、「新分野進出」(29%)と続いています。
- ・専門工事業では、「コストダウンを通じた経営体質強化」(68%)、「新分野進出」(26%)、「リストラによる経営体質強化」(25%)と続いています。

##### <県に期待する支援策>

- ・総合建設業では、「不良・不適格業者の排除」(53%)、「総合評価方式等の拡充」(41%)、「入札参加資格審査の加点措置」(32%)、「新分野進出支援」(23%)、「経営相談等」(22%)と続いています。
- ・専門工事業では、「不良・不適格業者の排除」(37%)、「技術者養成の支援」(34%)、「経営相談等」(27%)、「新分野進出支援」(17%)と続いています。

### (3)元請下請関係の適正化

#### <元請・下請契約関係>

- ・総合建設業では、改善すべき点として「下請代金の見積・決定方法(適正価格での契約)」(30%)、「下請代金支払(手形期間の短縮等)」(15%)と続いています。
- ・専門工事業では、改善すべき点として「元請負人の地位を不当に利用した原価に満たない金額での契約締結」(16%)、「労務費相当分さえ満たせない高い手形割合」(16%)、「不十分な見積期間」(15%)と続いています。

#### <不良・不適格業者排除関係>

- ・総合建設業では、効果的な対策として「現場技術者の専任制確認」(38%)、「工事内訳書の厳正な確認」(21%)と続いています。
- ・専門工事業では、効果的な対策として「工事内訳書の厳正な確認」(34%)、「経営事項審査の厳正な審査」(25%)と続いています。

### (4)その他(総合建設業のみ)

- ・ダンピング受注による品質確保に有効な対策として「前払金の縮減」(32%)、「契約保証金の引き上げ」(31%)、「配置技術者の増員」(28%)と続いています。
- ・発注者に起因する工事採算性低下の要因として「調査不足」(31%)、「設計図書の不備」(23%)、「地元協議不足」(22%)と続いています。
- ・「発注者、設計者、施工者の3者連携システム」について94%が必要と考えています。



### 3 「建設業振興に関する一般県民100人アンケート」概要

平成19年11月に県内8土木事務所で開催された第3回地域づくり懇談会で、委員の皆さんに建設業振興に関するアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

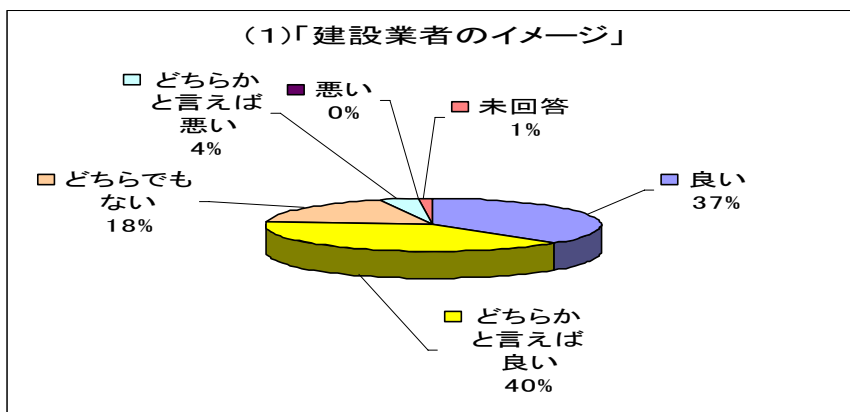
#### 【アンケート調査の概要】

- ◇調査期間 平成19年11月
- ◇調査対象 第3回地域づくり懇談会の委員の皆さん100人
- ◇調査内容 建設業者に対するイメージや建設業に期待すること、建設業の今後の進路、地域との協働など(7項目)
- ◇調査手法 アンケート調査票を事前に手渡し当日回収

#### 【アンケート調査の主な結果】

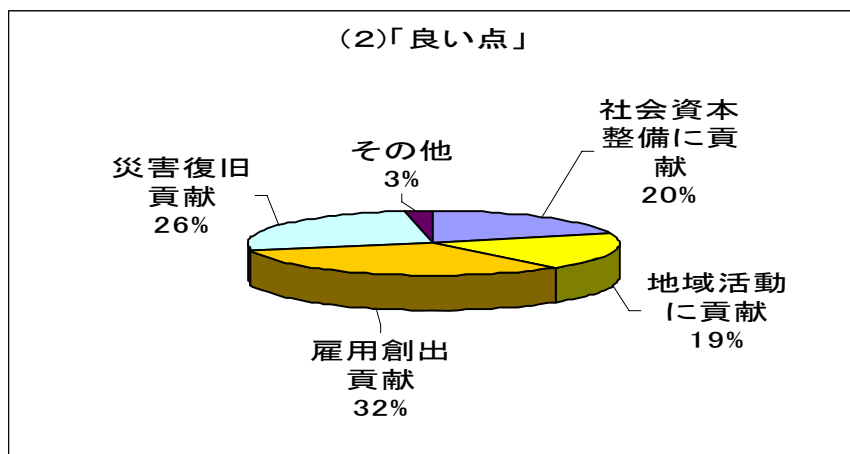
##### (1) 建設業者に対するイメージについて

「良い」(37%)、「どちらかと言えば良い」(40%)を合わせた77%の人が、概ね良いイメージを持っている。



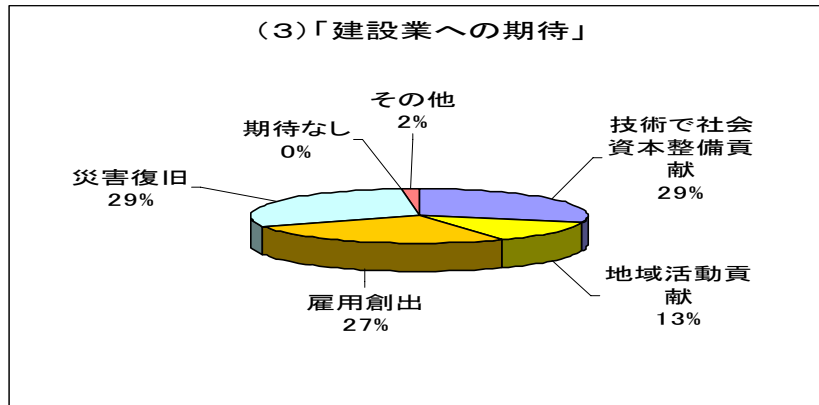
##### (2) 良い点について

「地域の中で、多くの雇用の場を提供している」(32%)がトップ、「災害発生時に、危険な現場で復旧作業にあたっている」(26%)が続いている。



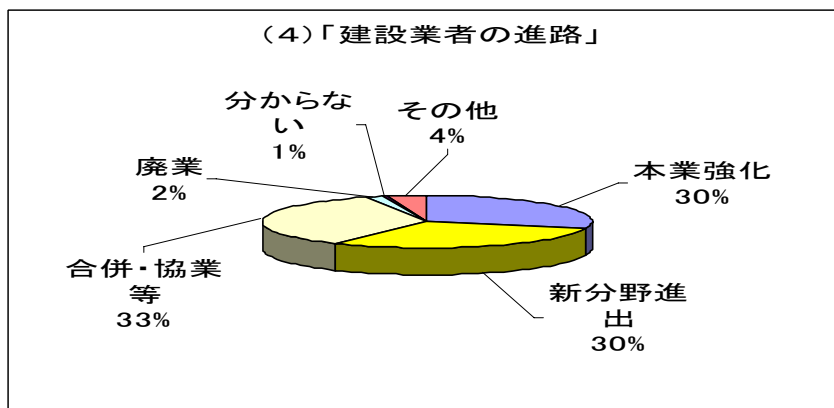
(3)建設業界への期待について

「高度な建設・土木技術で、良質な社会資本(道路・橋・下水道など)整備に貢献して欲しい」(29%)、「災害発生時の、救急活動や復旧活動に期待している」(29%)がトップ、「安定的な経営により、多くの雇用の場を地域に提供して欲しい」(27%)が続いている。



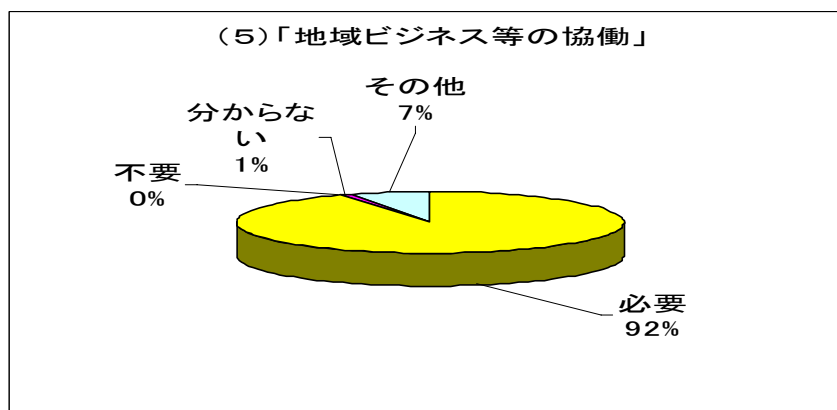
(4)建設業の今後の進路について

「建設業者の数が多いので、合併や協同化などを検討すべき」(33%)がトップ、「建設業以外の新しい分野(農業・環境・福祉等)に活路を見出すべき」(30%)、「建築や土木工事などの本業を強化し、本来の役割を果たすべき」(30%)が続いている。



(5)建設業者が、地域密着型経営を展開し、地域住民と良好な関係を築きながら協働していくことについて

「必要である」と回答した人が92%に達し、その必要性を感じている。



### 第3節 本県建設産業の課題

#### 1 本県建設産業の現状の整理

本県の建設産業を取り巻く現状を把握するため、各種統計資料の分析や業界との意見交換会、建設業者や一般県民へのアンケート調査等を実施し、取りまとめました。

この結果、建設業を取り巻く現状は、大きく次の5つにまとめられます。

- (1) 建設投資額が減少傾向にあり、建設業界が供給過剰構造になっているなど、非常に厳しい経営環境にある。
- (2) 激しい受注競争などにより収益率が低下し、赤字が発生するなど、個々の建設企業においては厳しい経営状況にある。
- (3) 本業強化や経営の多角化、人材育成など、意欲的経営者による経営基盤や経営体質の強化への取組が見られる。
- (4) 元請業者と下請業者との間に不適正な手続やトラブルが頻発している。
- (5) 発注者、設計者、施工者による3者連携システムを確立するよう、建設業界から要請がある。

#### 2 建設投資の見通し

今後の建設投資の動向については、次のとおり予測されます。

- (1) 公共投資、民間投資を含め、建設投資額は全体として減少していく。
- (2) 特に公共投資については、急激、かつ、大幅に減少していく。
- (3) 建設投資の内容について、新たな建設需要は減少していくが、高度経済成長期に大量に建設された社会資本や民間建築物が老朽化するため、その維持や管理をしていくための需要が増加していく。

#### 3 本県建設産業の課題の把握

以上のような建設業を取り巻く現状や建設投資の見通しを踏まえ、今後、県として建設産業振興に向けた課題を整理すると、大きく次の7つにまとめられます。

- (1) 個々の企業の経営基盤・経営体質の強化、向上
- (2) エンドユーザー(県民・消費者)へ提供する社会基盤施設等の品質確保
- (3) 技術力の向上、人材確保・育成
- (4) 建設業就業者の雇用環境の改善
- (5) 適正な元請・下請関係の構築
- (6) 公共工事における3者連携システムの確立
- (7) 建設産業の公正性、透明性に対する信頼感の醸成

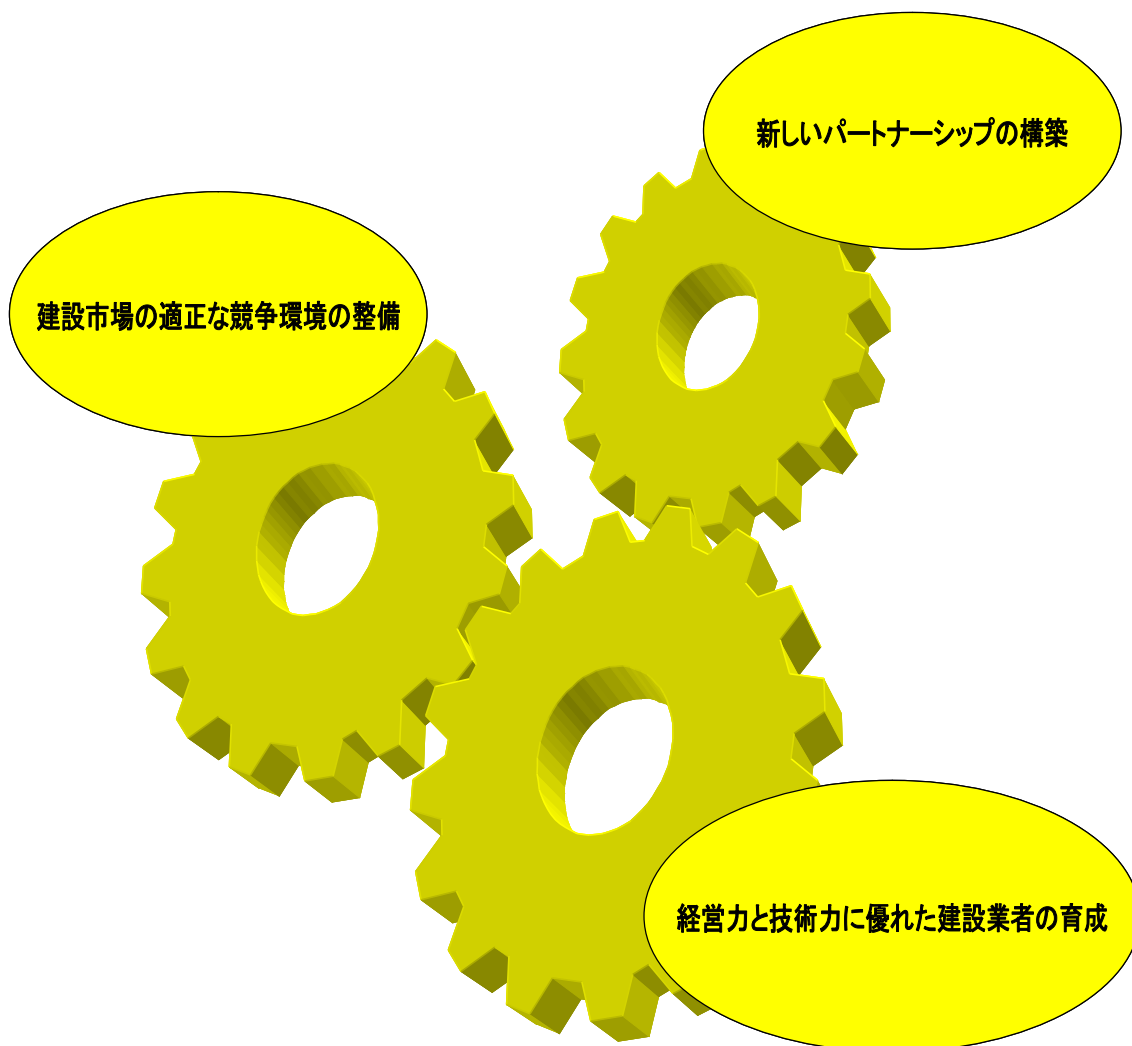
### 第3章 政策推進の基本方向

建設産業を取り巻く厳しい環境を踏まえれば、建設企業の経営者は、業界を取り巻く環境の変化をいち早く的確にとらえ、それに対応した経営システムを構築し、新たな収入源を確保して経営基盤の強化を図るなど、自社にあった経営のあり方を真剣に模索すべき段階にあるといえます。

県としては、自社の置かれている経営環境を正確に把握し、自助努力を進める建設業者に対して、経営戦略構築のあり方などの支援策を積極的に展開するとともに、建設市場の適正な競争環境の整備や新しいパートナーシップの構築に取り組み、経営者の前向きな努力が報われるような環境整備に努めることにより、経営力と技術力に優れ、地域に根ざした、意欲と能力のある建設業者の育成を図ります。

これらを実現するため、次の3つの政策推進の基本方向に沿って、建設産業振興施策を展開していきます。そして、「宮城の将来ビジョン」に掲げられた県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を推進していきます。

#### 【政策推進の基本方向】



## 第1節 経営力と技術力に優れた建設業者の育成

### ～建設業者の自助努力に対する支援～

公共投資、民間投資とも減少傾向にあり、今後も公共投資を中心に建設投資額の増加は見込めないなど、建設産業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。また、建設業界では、建設投資額と建設業許可業者数の乖離が大きくなっており、建設市場がいわゆる「供給過剰構造」に陥り、激しい価格競争や受注競争が繰り広げられ、各経営体の収益率が著しく低下しています。

また、自由競争社会にあって、建設業界も今後、淘汰や再編は避けて通れないといわれており、事実、建設業の倒産件数も高止まりし、建設業就業者の雇用環境も不安定な状況にあることから、地域経済への影響も深刻さを増している状況にあります。

このような厳しい経営環境の中で、個々の建設業者がいかに自社の収益性を向上させ、倒産等を回避し、経営基盤や経営体質を強化していくか、また、県として、地域経済の成長や発展、地域雇用の安定的確保などの観点から、今後いかに経営力と技術力に優れている経営基盤の盤石な建設業者を育成していくかが重要な課題となっています。

個々の建設業者の経営基盤や経営体質の強化については、いずれも各経営体が必要さを認識し、主体的、積極的に取り組むことが必要であることから、県としては、自社の置かれている経営環境を正確に把握し、自助努力を進める建設業者に対して積極的に支援策を展開していきます。

特に、まったく新しいコンセプトや技術で、新規マーケットを創造するような新分野進出については、競合他社からシェアを奪うものではなく、また、市場そのものを拡大することにつながることから、県としても積極的に支援していきます。そして、地域経済の成長や発展、地域雇用の安定的な確保という面からも、貢献度の大きい経営力と技術力に優れた建設業者を育成していきます。

## 第2節 建設市場の適正な競争環境の整備

### ～意欲と能力のある建設業者が活躍できるように～

建設業界を取り巻く厳しい経営環境などを背景に、元請業者と下請業者との間における契約関係において、不適正な手続やトラブルが多発しています。また、技術者の専任制違反など建設工事の適正な施工を確保するための法令を遵守しない建設業者も後を絶たず、さらには、経営事項審査での虚偽申請なども各地で報告されています。

このような不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、工事の品質確保や適正な費用による施工などの妨げになるだけでなく、経営力、技術力を向上しようとしている優良な建設業者の意欲を削ぐことにもなりかねないことから、いかに建設業者の法令遵守を徹底させていくかが重要な課題となっています。

一方、全国的に公共工事における談合事件が後を絶たず、また、適正な施工が見込めない低い価格での受注、いわゆるダンピング受注が多発しています。このことは、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、建設業就業者の労働条件の悪化や安全対策の不徹底などへつながる懸念が指摘されており、公共事業において、いかに公正かつ透明で適正な競争環境を確保していくかが重要な課題となっています。

このような課題に対応するため、県としては、建設業界の公正性、透明性および工事の品質などに関する県民の信頼が大きく揺らいでいる中で、意欲と能力のある建設業者が市場で適正に評価を受けられるよう、不良・不適格業者を徹底して排除していきます。また、入札・契約制度については必要な調査・研究を実施し、建設市場の公正性、透明性を保ちつつ適正な競争環境になるよう整備していきます。

### 第3節 新しいパートナーシップの構築

#### ～県民の視点に立った新しいパートナーシップの構築～

建設産業は、県民が安全に、かつ、安心して生活するための社会基盤施設などを提供しています。また、地域での雇用確保に貢献するなど、地域に密着し、地域に必要な不可欠で重要な役割を果たしてきました。しかしながら、一部の建設業者の法令遵守意識の希薄さなどにより、地域住民から全幅の信頼感を得られていない状況にあることから、今後、地域住民との協働によって、いかに県民からの信頼をより確かなものにしていくかが課題となっています。

また、公共事業においては、本来、設計や請負金額、工期などの変更を的確に行うべきところですが、発注者、設計者、受注者(施工者)の3者間における連携不足などにより、やむを得ず施工者が自らの負担で所要の工事を行ったり、工期延長などによる経費の増大や社会資本の供用開始を遅らせてしまったりしている事例も見受けられることから、公共工事における3者連携システムをいかに確立していくかが課題となっています。

このような課題に対応するため、県としては、建設業者が、ボランティア活動などの地域貢献や地域密着型経営の展開、さらには災害時の的確な対応やその備えなど、地域と新しい良好な関係を築きながら協働していく取組を支援し、建設産業に対する地域住民の信頼を確かなものにしていきます。また、公共工事においては、関係する3者の新しいパートナーシップをしっかりと構築することによって、社会的コストの適正化を図っていきます。

## 経営力と技術力に優れた建設業者の育成

- 取組1 本業の強化
- 取組2 新分野進出
- 取組3 企業間連携
- 取組4 技術力向上, 人材の育成・確保

## 建設市場の適正な競争環境の整備

- 取組5 不良・不適格業者の排除
- 取組6 入札・契約制度の改善

## 新しいパートナーシップの構築

- 取組7 地域との協働
- 取組8 公共工事における3者連携システムの構築

# みやぎ建設産業振興プラン体系図





## 第1節 経営力と技術力に優れた建設業者の育成

### ～建設業者の自助努力への支援～

#### 取組1 本業の強化

##### 【施策展開の基本的考え方】

- これまで経営してきた建設業において、自社の強みをさらに強化したり、弱みを克服したりすることによって、本業を強化しようとする建設業者を支援します。
- また、建設業者が必要最小限のコストで、最大限の利益を確保できるような効率的な経営体質を実現するための支援をします。
- 県としては、相談窓口の充実や専門家派遣、支援講座の開催等により、経営改善につながる情報の提供や、経営のプロによる専門的支援を行います。

##### 【主な具体的取組】

###### ◇各種相談事業

###### ・建設業総合相談窓口(ワンストップサービス)【継続】

～原価管理や財務管理、コストダウンなど、本業の強化により経営の安定を図ろうとする建設業者に対し、宮城県庁内外のネットワークを最大限に活用しながら、相談者に効果的な支援策を紹介するなど、積極的に支援します。

###### ・実践経営塾(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～全国区で活躍する複数のビジネスプロデューサーとの討論を通じて、ビジネスプランの可能性や問題点を探り、「儲かる仕組み」づくりを検討します。

###### ◇専門家派遣事業

###### ・専門家派遣事業(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～経営力の向上を目指す中小企業に対し、企業が指名する専門家を派遣します。

###### ・ワンストップサービスセンター事業(財団法人建設業振興基金)【既存】

～中小、中堅建設企業に対し、企業が指名する専門家を派遣し、経営改善・財務分析・資金調達・営業力強化などの専門的なアドバイスを実施します。

◇建設業振興支援講座【平成19年度新規】

～専門家を講師に迎え、経営システムの強み・弱みの客観的分析や、コストダウンの手法、原価管理、効率的な工程管理による工期短縮など、本業強化に有効な講座を開催し、効果的な情報提供や専門的支援を行います。

◇設備導入資金(機械設備貸与・設備資金貸付)(財団法人みやぎ産業振興機構)  
【既存】

～経営基盤の強化に必要な機械設備等を導入する際に、有利な融資や長期分割支払(割賦販売またはリース)を実施します。

◇公共工事における業務の改善およびIT化を推進【拡充】

～公共工事における請負者の業務の効率化・コスト縮減を図るため、電子入札の全面導入をはじめ、書類の簡素化や電子データによる情報の共有化など事務改善やCALS/EC<sup>(※1)</sup>の取組を進めます。

◇宮城県新技術普及支援制度の導入【新規】

～県内企業が開発した新技術等を県のホームページ上でPRするなど、宮城県発の新技術の普及に努め、建設業者の県内外への進出を応援します。

---

※1 CALS/EC(Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce)

公共事業支援統合情報システムの略称で、公共事業にIT技術を導入し、調査・設計から工事・維持管理にわたる各種情報を電子化し、通信ネットワークを介して公共機関や企業間等において交換・共有することで、コスト縮減や生産性の向上を図るための取組。

## 取組2 新分野進出

### 【施策展開の基本的考え方】

- 農業や福祉，環境など建設業以外の新しい分野へ進出をすることで，本業以外の新たな収益源を確保し，経営の安定化を図ろうとする建設業者を支援します。
- 県としては，相談窓口の充実や専門家派遣，支援講座の開催，各種支援策の紹介，入札・契約制度での優遇等，新分野進出につながる情報の提供や，経営のプロによる専門的支援，資金的支援などを行います。

### 【主な具体的取組】

#### ◇各種相談事業

##### ・建設業総合相談窓口(ワンストップサービス)【継続】

～農業や福祉，環境など，本業以外の新しい分野への進出により経営の安定を図ろうとする建設業者に対し，宮城県庁内外のネットワークを最大限に活用しながら，相談者に有利な融資や助成制度を紹介するなど，積極的に支援します。

##### ・実践経営塾(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～全国区で活躍する複数のビジネスプロデューサーとの討論を通じて，新分野進出に関するビジネスプランの可能性や問題点を探り，「儲かる仕組み」づくりを検討します。

##### ・起業家育成講座(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～実践経営塾で活躍するビジネスプロデューサーを講師に迎え，具体的な新事業(製品・サービス)のアイデアを持つ方を対象に，ゼミ形式のビジネススクールを開講します。

#### ◇専門家派遣事業

##### ・専門家派遣事業(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～新分野進出などにより経営力の向上を目指す中小企業に対し，企業が指名する専門家を派遣します。

- ・ワンストップサービスセンター事業(財団法人建設業振興基金)【既存】  
 ～中小、中堅建設企業に対し、企業が指名する専門家を派遣し、新分野進出・資金調達・営業力強化などの専門的なアドバイスを実施します。
- ・新世代アグリビジネス総合推進事業(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】  
 ～農業参入の際のビジネスプランの具体化、事業計画に対する専門家の助言指導、農産物の販売先とのマッチング、個別の経営課題に対する専門家派遣等の支援を実施します。
- ・資源循環コーディネーター派遣事業【既存】  
 ～民間企業で工程管理や品質管理、環境管理等の経験を持つ資源循環コーディネーターが、企業等に対して廃棄物の3Rに関する有益な情報提供やアドバイスを行い、処理費用の削減や資源の有効利用を支援します。

#### ◇建設業振興支援講座【平成19年度新規】

～専門家を講師に迎え、新分野進出にあたっての心構えや注意すべきポイント、事例紹介など、新分野進出の事業リスクを軽減するための効果的、専門的な講座を開催し、新分野進出による経営基盤の強化を支援します。

#### ◇建設業の新分野進出モデル構築支援事業(財団法人建設業振興基金)【既存】

～地域の建設業者が、経営革新のモデルとなるような新分野進出事業を展開する際の資金的支援を実施します。

#### ◇各種融資、補助金、助成金等【既存】

～農業、福祉、環境など各分野でメニュー化されている融資や補助金、助成金等の支援について、建設業者が使いやすく有利なものを宮城県庁内外のネットワークを活用して、積極的に紹介します。

#### ◇みやぎビジネスマーケット(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～新たなサービス、製品、技術を基にした事業展開を行う新分野進出企業の方々に、多様なビジネスパートナー(ベンチャーキャピタル、投資組合、金融機関、商社、メーカー、企業、個人等)との出会いの場を提供し、販路拡大や資金調達など新たなビジネスチャンスの獲得を支援します。

#### ◇新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格の再評価【継続】

～建設業者の他業種への転換を促進するため、総合評点および等級格付けの再評価を行います(優良業者のみを対象とする一般競争入札の適用工事に、新分野進出の認定を受けた建設業者も認定期間(新分野進出年から5年未満)内であれば入札に参加できるような取組も行っています。また、認定期間は、総合評点に最大で15%加算し再評価を行います。)

## 取組3 企業間連携

### 【施策展開の基本的考え方】

- 同業他社との合併や営業譲渡，または緩やかな業務提携などの企業間連携を進めることによって，人材や技術，運転資金などの経営資源を強化し，経営基盤を安定させようとする建設業者を支援します。
- 県としては，相談窓口の充実や専門家派遣，支援講座の開催，入札・契約制度での配慮等により，企業間連携につながる情報の提供や，経営のプロによる専門的支援などを行います。

### 【主な具体的取組】

#### ◇各種相談事業

##### ・建設業総合相談窓口(ワンストップサービス)【継続】

～共同受注や共同購入，業務提携などの緩やかな連携のほか，同業他社との合併や営業譲渡など，企業間連携により経営基盤を強化しようとする建設業者に対し，宮城県庁内外のネットワークを最大限に活用しながら，相談者に有利な支援策を紹介するなど，積極的に支援します。

##### ・実践経営塾(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～全国区で活躍する複数のビジネスプロデューサーとの討論を通じて，企業間連携に関するビジネスプランの可能性や問題点を探り，「儲かる仕組み」づくりを検討します。

#### ◇専門家派遣事業

##### ・専門家派遣事業(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～企業間連携により経営力の向上を目指す中小企業に対し，企業が指名する専門家を派遣します。

##### ・ワンストップサービスセンター事業(財団法人建設業振興基金)【既存】

～中小，中堅建設企業に対し，企業が指名する専門家を派遣し，企業間連携・経営改善・財務分析・資金調達・営業力強化などの専門的なアドバイスを実施します。

◇建設業振興支援講座【平成19年度新規】

～専門家を迎え、企業間連携を展開するにあたっての心構えや注意すべきポイント、事例紹介など、連携を進める上で、その事業リスクを軽減するための効果的、専門的な講座を開催し、企業間連携による経営基盤の強化を支援します。

◇企業再編に係る建設工事入札参加登録資格の再評価【平成19年度拡充】

～入札参加登録業者が経営基盤の拡充、得意分野の強化等を目的とし企業再編した場合、当該者の経営の安定・強化の促進を後押しするため、総合評点および等級格付けの再評価を行います。

## 取組4 技術力向上, 人材の確保・育成

### 【施策展開の基本的考え方】

- 自社の経営資源である技術力や人材に着目し, その強みをさらに伸ばしていくことで, 経営基盤を強化しようとする建設業者を支援します。
- 県としては, 相談窓口の充実や専門家派遣, 教育訓練等の支援策の紹介, 「ものづくり人材」の育成事業などにより, 技術力向上や人材の確保・育成につながる情報の提供や, 経営のプロによる専門的支援, 資金的支援などを行います。

### 【主な具体的取組】

#### ◇各種相談事業

##### ・建設業総合相談窓口(ワンストップサービス)【継続】

～技術力の強化や人材の確保・育成に関する相談に対し, 宮城県庁内外のネットワークを最大限に活用しながら, 相談者に有利な支援策や役立つ情報を提供するなど, 積極的に支援します。

#### ◇専門家派遣事業

##### ・専門家派遣事業(財団法人みやぎ産業振興機構)【既存】

～技術力の向上により経営力の向上を目指す中小企業に対し, 企業が指名する専門家を派遣します。

##### ・ワンストップサービスセンター事業(財団法人建設業振興基金)【既存】

～中小, 中堅建設企業に対し, 企業が指名する専門家を派遣し, 技術力向上・人材育成・経営改善・財務分析・資金調達・営業力強化などの専門的なアドバイスを実施します。

#### ◇建設教育訓練助成金(独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センター)【既存】

～雇用する建設労働者に必要な教育訓練を実施または受講させた場合に助成します。



◇中小企業基盤人材確保助成金(独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センター)  
【既存】

～新分野進出の基盤となる人材および労働者を新たに雇い入れた場合に助成します。

◇建設業務労働者就業機会確保事業(財団法人みやぎ建設総合センター)  
【既存】

～財団法人みやぎ建設総合センターが、会員相互間の労働者の送付、受入のあっせんを実施します。

◇工業高校実践教育導入事業(財団法人みやぎ建設総合センター)【既存】

～工業高校と地域の産業界が連携して、実践的な技能・技術と実践的な課題解決能力を併せ持った「ものづくり人材」の育成に取り組む「工業高校実践教育導入事業(通称クラフトマン21)」を実施します。

◇表彰制度の活用【継続】

～宮城県建設工事事務事故防止対策推進大会表彰(現場代理人表彰)および優良工事表彰の実施により、建設技術の向上と労働災害の防止に努めます。

## 第2節 建設市場の適正な競争環境の整備

～意欲と能力のある建設業者が活躍できるように～

### 取組5 不良・不適格業者の排除

#### 【施策展開の基本的考え方】

- 法令やルールに違反する不良・不適格業者を放置することは、意欲と能力のある建設業者の前向きな取組を阻害することになるため、不良・不適格業者の徹底的な排除と法令遵守の徹底を促す各種施策を推進します。

#### 【主な具体的取組】

##### ◇各種申請窓口等での審査の強化・徹底【拡充】

～建設業許可申請や経営事項審査等の申請窓口において、書類や内容の審査・確認を徹底します。

##### ◇元請・下請関係の適正化を推進【拡充】

～元請業者と下請業者の間の適正な関係を確保するため、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、営業所や現場への立ち入り検査をさらに強化し、徹底します。

##### ◇建設業法令遵守推進および普及啓発活動の展開【拡充】

～国等と連携し、建設業法や関係法令の理解促進と法令遵守のための説明会を開催するなど、建設企業の法令遵守を促す普及啓発活動を行います。

## 取組6 入札・契約制度の改善

### 【施策展開の基本的考え方】

- 本県では、競争性、公平性、透明性の観点から、入札契約制度の改善を行っています。特に、請負業者の採算性が確保されるとともに、元請・下請関係の適正化が図られ、下請労働者等の良好な労働条件が確保されるよう、建設市場の適正な競争環境の整備に努めています。
- そのため、常に入札・契約制度の調査、研究、検証を重ねる取組を継続し、さらなる改善を目指します。
- また、平成18年度から、価格と品質で総合的に優れた調達ができるよう総合評価落札方式を導入しており、今後、順次対象工事を拡大するとともに、県内市町村に対し、導入促進を支援します。
- 総合評価落札方式における技術評価の大きな視点の一つとして、地域社会への貢献や企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)の自覚と実践、さらには地域住民の評価や意見等の反映など、地域に根ざした建設業に対する価格以外の評価についての改善を行っており、今後も引き続き検討を進めます。
- 企業再編や新分野進出を行う企業に対し、経営の安定強化、他業種への転換を促進する観点から、競争入札参加登録資格上での優遇措置を推進します。

### 【主な具体的取組】

#### ◇失格判断基準の改善(元請下請適正化基準の新設)【平成19年度新規】

～低価格入札によって懸念される下請企業への、いわゆる「指し値発注」や労働者への賃金不払い等を防止し、元請・下請関係の適正化を図るとともに、労働者の労働条件の確保を図るため、履行能力確認調査における失格判断基準として、新たに元請下請適正化基準を設けるなど、今後とも適正な競争環境の整備に向けて改善を進めます。

#### ◇CM(Construction Management)やPM(Project Management)(※2)等、多様な発注方式の検討【継続】

～工事の高度化、複雑化、多様化にともなう工期遅延や予算オーバーを防止し、管理するため、CMやPM等の活用を検討します。

---

#### ※2 CM/PM方式

発注者、受注者の双方が行ってきたさまざまなマネジメント(発注計画、契約管理、施工監理、品質管理等)の一部を、これまでの発注方式とは別な方式で、別の主体に行わせる契約方式のこと。

#### ◇総合評価落札方式<sup>(※3)</sup>の推進

##### ・総合評価落札方式の拡充【拡充】

～本県工事において、件数ベースで約41%、金額ベースで約71%を占めている総合評価落札方式(平成20年1月末現在)について、さらなる改善、拡充に取り組めます。

##### ・総合評価落札方式の改善【拡充】

～地域への密接性を評価する観点から、貢献度が高い除融雪業務の実績や、緊急性の高い災害時対応の地域貢献について項目化するなど、地域に信頼され評価される企業は良好な社会資本を提供するという観点から改善を進めます。

##### ・市町村への導入支援【継続】

～総合評価落札方式の導入検討を進める市町村に対し、出前講座を実施して導入に必要なノウハウを提供するなど、積極的な支援を行い、総合評価落札方式の普及に努めます。

#### ◇競争入札参加登録上での優遇措置

##### ・企業再編に係る建設工事入札参加登録資格の再評価【平成19年度拡充】

～入札参加登録業者が経営基盤の拡充、得意分野の強化等を目的として企業再編した場合、当該者の経営の安定・強化の促進を後押しするため、総合評点および等級格付けの再評価を行います。

##### ・新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格の再評価【継続】

～建設業者の他業種への転換を促進するため、総合評点および等級格付けの再評価を行います(優良業者のみを対象とする一般競争入札の適用工事に、新分野進出の認定を受けた建設業者も認定期間(新分野進出年から5年未満)内であれば入札に参加できるような取組も行っています。また、認定期間は、総合評点に最大で15%加算し再評価を行います。)

##### ・建設業者の地域貢献などに対する主観点の加点措置【継続】

～災害時の対応や清掃活動などの地域貢献活動を無償で行ったり、ISOの認証取得や障害者を雇用したりするなど、主観的事項に該当する場合は、一定の加点をすることにより優遇します。

---

#### ※3 総合評価落札方式

価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、価格と品質で総合的に優れた工事を行うために導入している落札方式のこと。

### 第3節 新しいパートナーシップの構築

#### ～県民の視点に立った新しいパートナーシップの構築～

#### 取組7 地域との協働

##### 【施策展開の基本的考え方】

○人口減少や高齢化が進む中で、建設業者が、災害時の安全・安心のためのボランティア活動や住民の需要にこたえる地域密着型経営（地域ビジネス）を展開し、地域と新しい良好な関係を築きながら協働していく取組を支援し、建設産業に対する地域住民の信頼を確かなものにしていきます。

##### 【主な具体的取組】

##### ◇建設業地域ビジネス事業化調査【新規】

～地域に密着したビジネスを創出するため、県と地域建設業者を中心とする関係者団体が協働してワークショップを開催・運営し、積極的に地域ビジネス（地域固有の課題解決につながる新しいビジネス）の事業化について調査・検討します。

##### ◇地域と連携した災害時の救急・復旧体制面での取組を支援【新規】

～建設業者の保有するブルドーザー等の重機の活用や、道路上に錯乱する倒壊した建物・電柱・自動販売機などを除去する、建設業界中心のボランティア団体設立を支援します。

##### ◇建設産業の社会貢献活動やCSR活動のPR支援【拡充】

～地域住民と新しい良好な関係を築いていく建設企業の社会貢献活動やCSR活動について、さまざまな広報チャネルを活用し、そのPR支援を行います。

## 取組8 公共工事における3者連携システムの確立

### 【施策展開の基本的考え方】

- 近年の価格競争の下、各請負者は厳しい採算ラインで実行予算を組み施工しています。このような中、発注者の設計・調査不足に伴う工期延期や変更契約が散見され、赤字工事の発生や建設業者の採算性の低下等が問題とされています。
- このことから、設計・調査段階において、十分な検討を実施するとともに、工事の実施にあたっては、受注者との円滑な情報交換や変更協議をワンデーレスポンスで行うなど、公共工事における関係者の新しい対等なパートナーシップを構築することによって、社会的コストの適正化を図ります。また、社会資本を早期に供用開始することによって、一般県民に対するサービス向上を図ります。

### 【主な具体的取組】

#### ◇技術検討委員会の開催【継続】

～土木部が執行する工事の設計に関し、技術検討委員会を開催し、設計内容の充実を図ります。

#### ◇ワンデーレスポンス等の推進【継続】

～いわゆる「ワンデーレスポンス」の取組の一つとして、「現場代理人・監督員支援システム」(現場情報共有メール)等に基づき、期日をあらかじめ定め、適確な施工協議を実施します。

#### ◇設計変更協議の円滑化【継続】

～「円滑な業務執行に当たっての参考資料」に基づき、工事請負業者が不利益を被らないよう、いわゆる「打切り精算」も含む、設計変更協議を適確に実施します。

## おわりに

みやぎ建設産業振興懇談会の委員をはじめ、関係者や県民の皆様の貴重な御意見をいただきながら策定した「みやぎ建設産業振興プラン」は、各建設企業の経営基盤強化を目指す「経営力と技術力に優れた建設業者の育成」、意欲と能力のある建設業者が活躍できるような環境を目指す「建設市場の適正な競争環境の整備」、地域力をキーワードに建設業と県民の新しい関係づくりを目指す「新しいパートナーシップの構築」の3つを、政策推進の基本方向としました。

この3つの基本方向に沿って、本プランの推進期間である平成20年度を初年度とする向こう4年間に、各種施策を着実に展開していきます。

推進体制としては、ワンストップサービスを提供する建設業総合相談窓口業務を円滑に進めるため、県庁内の部局を超えた関係機関からなる連携相談体制を強化し充実を図ります。また、第一線となる各土木事務所との連携体制をさらに強化し、建設産業の振興に向けた取組を推進していきます。

建設業は、地域の基幹産業であり、県民生活を支える大切な社会資本整備の担い手としての役割を果たしています。一方、建設業は地域に根ざした産業ということもあり、新たなミッションとして、少子高齢化や過疎化、災害対応など、地域の諸課題に対しても中心的な役割を果たすことを地域住民から期待されています。

このような中、建設業者が地域において、建設業のみならず福祉や農林水産業、食品産業や観光産業など、業態の枠を超えた、既存の枠組みにとらわれない新しい形態の「地域ビジネス」を創出することも必要であると考えています。

建設産業が、これまでの公共事業中心の経営から民間の市場を積極的に開拓していく経営にシフトし、産業として輝きを取り戻すために、地域と企業と行政とが緊密に連携しながら本プランを着実に推進していきます。

## 1 みやぎ建設産業振興懇談会設置要綱

### (目的)

第1 建設産業の振興策について、広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ建設産業振興懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

### (所掌事務)

第2 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 建設業者の経営基盤強化、経営多角化等に関すること。
- (2) 建設産業の発展に関すること。
- (3) その他建設産業振興に関すること。

### (構成)

第3 懇談会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

### (座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5 懇談会は知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部事業管理課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。



## 2 みやぎ建設産業振興懇談会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
前田 邦夫	富士大学大学院経済経営システム研究科教授
増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
佐々木 一夫	宮城県建設業協会専務理事
佐藤 明子	宮城県建設業女性経営者の会理事
千葉 正勝	宮城県建設専門工事業団体連合会会長
小池 敏広	国民生活金融公庫仙台支店長
松岡 寿一	東日本建設業保証株式会社宮城支店取締役支店長
大槻 文郎	財団法人みやぎ産業振興機構理事兼サブマネージャー
藤岡 豪	独立行政法人雇用能力開発機構宮城センター統括所長
安保 義雄	宮城県中小企業再生支援協議会プロジェクトマネージャー
鈴木 紳一	河北新報社報道部副部長兼論説委員会委員
横山 英子	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター理事

※座長 : 前田 邦夫 富士大学大学院経済経営システム研究科教授

副座長 : 松岡 寿一 東日本建設業保証株式会社宮城支店取締役支店長

### 3 みやぎ建設産業振興懇談会検討経過

【平成19年5月18日】

#### 第1回みやぎ建設産業振興懇談会

(議題)

県内建設産業の現状について

県内建設企業アンケートおよび意見交換会結果について

懇談テーマの確認について

【平成19年8月8日】

#### 第2回みやぎ建設産業振興懇談会

(議題)

みやぎ建設産業振興プランの骨子について

【平成19年12月25日】

#### 第3回みやぎ建設産業振興懇談会

(議題)

みやぎ建設産業振興プラン(素案)について

【平成20年3月18日】

#### 第4回みやぎ建設産業振興懇談会

(議題)

みやぎ建設産業振興プラン(最終案)について

# みやぎ建設産業振興プラン

宮城県土木部事業管理課

電話 022-211-3116

FAX 022-211-3292

E-mail d-kensetu@pref.miyagi.jp

HP <http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/>

※本プランは、事業管理課のホームページに掲載しています。